

Web資料Ⅳ－① 主要国における国家公務員の労働基本権とわが国の比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
団結権	一定の職員及び機関を除いて、認められている。	職員は、労働組合に自由に加入できる。	基本法9条3項により、警察官を含む全ての公務員がこの権利を享受するとされる。	認められている。(知事・副知事・軍人を除く)	現業職員・非現業職員ともに認められているが、警察職員・海上保安庁職員・消防職員等には認められていない。
団体交渉権	認められている。(但し、給与についての協議はできない)	承認労働組合はその組合員に影響のある問題(給与等)について直接交渉できる。	団結権保障の当然の結果として、広く認められている。	認められている。	現業職員には認められているが、非現業職員には認められていない。
争議権	国レベルでは認められていないが、州法のレベルでは、争議権が付与されている例もある。	認められていると考えられている。	「職員」・「労働者」の場合、民間の被用者と同様、認められていると解される。「官吏」については、明文の規定はないが、認められていないと解される。	法が規制する範囲内で争議権を行使することができる。	一律に認められていない。

出典：衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する小委員会「労働基本権に関する基礎的資料」（2003年）